

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋3-3-1 田村ビル2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2020年10月1日

10
November
2020



重要改正 確定

令和2年度の地域別最低賃金の改定状況 正式に決定!

令和2年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。
発効年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。



2020年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2020年)	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2019年)
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	861	861	—	—	滋賀	866	868	2	10/1
青森	790	793	3	10/3	京都	909	909	—	—
岩手	790	793	3	10/3	大阪	964	964	—	—
宮城	824	825	1	10/1	兵庫	899	900	1	10/1
秋田	790	792	2	10/1	奈良	837	838	1	10/1
山形	790	793	3	10/3	和歌山	830	831	1	10/1
福島	798	800	2	10/2	鳥取	790	792	2	10/2
茨城	849	851	2	10/1	島根	790	792	2	10/1
栃木	853	854	1	10/1	岡山	833	834	1	10/3
群馬	835	837	2	10/3	広島	871	871	—	—
埼玉	926	928	2	10/1	山口	829	829	—	—
千葉	923	925	2	10/1	徳島	793	796	3	10/4
東京	1013	1013	—	—	香川	818	820	2	10/1
神奈川	1011	1012	1	10/1	愛媛	790	793	3	10/3
新潟	830	831	1	10/1	高知	790	792	2	10/3
富山	848	849	1	10/1	福岡	841	842	1	10/1
石川	832	833	1	10/7	佐賀	790	792	2	10/2
福井	829	830	1	10/2	長崎	790	793	3	10/3
山梨	837	838	1	10/9	熊本	790	793	3	10/1
長野	848	849	1	10/1	大分	790	792	2	10/1
岐阜	851	852	1	10/1	宮崎	790	793	3	10/3
静岡	885	885	—	—	鹿児島	790	793	3	10/3
愛知	926	927	1	10/1	沖縄	790	792	2	10/3
三重	873	874	1	10/1					

★今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な引き上げはされず、40県で1円～3円の引上げ、7都道府県で据え置きとなりました。

パートタイマー・アルバイト等の時給者の賃金が最低賃金を下回っていないかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、最低賃金を下回っていないかを確認するようにしましょう。



重要！要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました



厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日にガイドラインが改定されました。改定後のガイドラインのポイントを数回に分けて紹介します。

<ガイドラインの目的>

副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示す。

<副業・兼業の現状>

- ・副業・兼業を希望する者は、年々増加傾向にある。
- ・副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされている。
- ・厚生労働省のモデル就業規則でも、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされている。

<副業・兼業の促進の方向性>

- ・人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要。副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生に資する面もある。
- ・副業・兼業を希望する労働者については、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要である。
- ・企業及び労働者が、長時間労働にならないように留意して行うことが必要である。

<企業の対応／基本的な考え方>

- ・副業・兼業を進めるに当たっては、納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。
- ・使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業避止義務、④誠実義務に留意する必要がある。
- ・就業規則において、原則として労働者は副業・兼業を行うことができること、例外的に上記①～④に支障がある場合には副業・兼業を禁止又は制限できることとしておくことが考えられる。



- ★次号以降で、企業が行うべき労働時間管理や健康管理の内容などを紹介していきます。禁止や制限できる例外事項に該当しない限り、副業・兼業は認めなければならないことに注意し、就業規則の規定を見直しておきましょう。



あとがき◆つちはし事務所より

- ★ここ数年、30円近く上がっていた最低賃金ですが、今年は新型コロナによる景気悪化の影響で徳島の最低賃金は3円の引上げとなりました。10月4日より最低賃金は796円となります。3円とはいえ、月給者の場合、通勤手当や皆勤手当、残業手当等を除いた賃金が **138,500円未満の場合、最低賃金を下回っている可能性**がありますのでご注意ください。さらに10人未満で週44時間制を採用している場合は、**152,800円未満で最低賃金割れの可能性**があります。特に東京や大阪など都会に支店や営業所がある場合は最低賃金が徳島よりかなり高いですから、要チェックです。早めの対応をお願いいたします。
- ★毎年10月は社労士制度の推進月間ということで、徳島県社会保険労務士会では一般の方を対象に「社労士会セミナー」を開催してきました。しかし、今年は新型コロナの影響を考慮し、動画によるミニセミナーを提供することとなりました。詳しくは10月2日（金）の徳島新聞の広告でお知らせしますが、土橋も「コロナ後の新しい時代の働き方～テレワークで成長する企業に～」というテーマでミニセミナーの講師を務めています。ほかにも玄番芳江氏の「従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応」、古里健一氏の「新型コロナ感染症にかかる助成金」など、約10分で役立つ情報満載の動画となっています。公開は10月2日の予定です。ぜひ一度ご覧ください。 <https://www.sr-tokushima.or.jp/>

